

2024年 全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則

※下線部分：変更箇所

2024年統一規則	2023年統一規則
<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2024</u>年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2024</u>年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、<u>ドライバーおよびチーム（エントラント）に対する2つの選手権から成る。</u></p> <p>第1条 規定</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 公式プログラムには、エントラント名称、ドライバーの氏名のほか、その国籍、運転する車両の銘柄と<u>型式</u>を記載すること。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 競技参加者の遵守事項</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p><u>6. 競技競技参加者、ドライバー、チームクルーは、常に規則の遵守と安全の確保に留意しなければならない、競技長の指示には速やかに従わなければならない。</u></p> <p>第4条 競技許可証（ライセンス）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. すべてのドライバーは、限定国内競技運転者許可証Aを含み国内競技運転者許可証Aまたはそれと同等以上のライセンス所持者とする。 国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。</p>	<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2023</u>年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2023</u>年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、<u>ドライバー、チーム（エントラント）およびエンジンチューナーに対する3つの選手権から成る。</u></p> <p>第1条 規定</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 公式プログラムには、エントラント名称、ドライバーの氏名のほか、その国籍、運転する車両の銘柄と<u>型式</u>ならびにエンジンチューナー名を記載すること。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 競技参加者の遵守事項</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>第4条 競技許可証（ライセンス）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. すべてのドライバーは、限定国内競技運転者許可証Aを含み国内競技運転者許可証Aまたはそれと同等以上のライセンス所持者とする。 国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。</p>

なお、次のいずれかに該当するドライバーは参加できない。

- 1) (略)
- 2) 2023年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。
3. (略)

第5条 ペナルティポイント

1. 1)～2) (3) (略)
- (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。
 - ・2024年の本選手権の全戦の出場停止処分。
 - ・2024年の本選手権のポイントの剥奪。
 - ・2025年の本選手権の公式登録の拒否。
2. ～3. (略)

第6条 参加車両

1. 2024年JAF国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ(SFL)車両規定に適合した車両およびJAFが特に認めた車両とする。

車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. (略)
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2024年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離(レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離)を指すものとする。
4. ～9. (略)

第7条 選手権得点

1. 選手権得点は、所定の書式により予めJAFに公式に登録されたドライ

なお、次のいずれかに該当するドライバーは参加できない。

- 1) (略)
- 2) 2022年のF2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。
3. (略)

第5条 ペナルティポイント

1. 1)～2) (3) (略)
- (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。
 - ・2023年の本選手権の全戦の出場停止処分。
 - ・2023年の本選手権のポイントの剥奪。
 - ・2024年の本選手権の公式登録の拒否。
2. ～3. (略)

第6条 参加車両

1. 2023年JAF国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ(SFL)車両規定に適合した車両およびJAFが特に認めた車両とする。

車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. (略)
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2023年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離(レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離)を指すものとする。
4. ～9. (略)

第7条 選手権得点

1. 選手権得点は、所定の書式により予めJAFに公式に登録されたドライ

バーおよびチーム（エントラント）に対して与えられる。

2. 選手権レースとして認定された各レースにおいて、ドライバーおよびチームに与える得点は、下記の得点基準を適用する。

非得点者があった場合は、その順位を繰り上げて得点が与えられる。

1) ドライバーに対する得点：

(1) ～ (2) (略)

(3) 公式予選結果に基づきポールポジションを獲得した者に対して1点を与える。

2) (略)

3) 得点基準：

1位－10点	4位－3点
2位－7点	5位－2点
3位－5点	6位－1点

4) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い：

(1) (略)

(2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%（小数点以下切捨）未満でレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。

(3) 先頭車両がレース距離の75%（小数点以下切捨）以上を完了した後にレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

バー、チーム（エントラント）およびエンジンチューナーに対して与えられる。

2. 選手権レースとして認定された各レースにおいて、ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに与える得点は、下記の得点基準を適用する。

非得点者があった場合は、その順位を繰り上げて得点が与えられる。

1) ドライバーに対する得点：

(1) ～ (2) (略)

(3) 公式予選結果に基づきポールポジションを獲得した者および各決勝レースにおいて最速タイムを記録した者に対して夫々1点を与える。

2) (略)

~~3) エンジンチューナーに対する得点：~~

~~(1) ここでいう「エンジンチューナー」とは、エンジンの整備、点検、調整、開発等を行う法人もしくは個人をいう。~~

~~(2) エンジンチューナーに対する得点は、各レースにおいて同一チューナーが扱うエンジンを搭載した車両が得た順位のうち、最上位のみがその対象となる。~~

~~(3) 各レースの順位による得点は下記の得点基準通りとする。~~

4) 得点基準：

1位－10点	4位－3点
2位－7点	5位－2点
3位－5点	6位－1点

5) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い：

(1) (略)

(2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%未満でレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。

(3) 先頭車両がレース距離の75%以上を完了した後にレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

5) ドライバーおよびチームが選手権レースとして開催された競技会で得た得点は、すべて選手権有効得点として合計される。

3. ～4. (略)

第8条 デッドヒート (同着)

1. (略)

2. 複数のドライバーまたはチームが同一の有効得点を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。

この場合、当該ドライバーが獲得した選手権得点のうち、上記第7条2. 3)による各決勝レース結果に基づく選手権得点のみを対象とする。

1) 有効得点(上記第7条2. 5)による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

2) ～3) (略)

第9条～第11条 (略)

第12条 競技会主要役員

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を競技会特別規則に規定しなければならない。

1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名以上で構成する。

①委員長： _____ (J A F 派遣)

②委員： _____ (")

③委員： _____ (")

④委員： _____ (組織委員会任命)

⑤ドライビングアドバイザー： _____ (J A F 派遣)

2. ～11. (略)

第13条～第15条 (略)

第16条 罰則

1. ～5. 1) (略)

6) ドライバー、チームおよびエンジンチューナーが選手権レースとして開催された競技会で得た得点は、すべて選手権有効得点として合計される。

3. ～4. (略)

第8条 デッドヒート (同着)

1. (略)

2. 複数のドライバー、チームまたはエンジンチューナーが同一の有効得点を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。

この場合、当該ドライバーが獲得した選手権得点のうち、上記第7条2. 4)による各決勝レース結果に基づく選手権得点のみを対象とする。

1) 有効得点(上記第7条2. 6)による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

2) ～3) (略)

第9条～第11条 (略)

第12条 競技会主要役員

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を競技会特別規則に規定しなければならない。

1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名で構成する。

①委員長： _____ (J A F 派遣)

②委員： _____ (")

③委員： _____ (組織委員会任命)

④ドライビングアドバイザー： _____ (J A F 派遣)

2. ～11. (略)

第13条～第15条 (略)

第16条 罰則

1. ～5. 1) (略)

2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示すボード、当該車両の競技番号を記入した黒のボードがコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。

①～④ (略)

⑤第15条1. 違反：ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。いずれかの罰則に加えペナルティポイント。

⑥ (略)

6. コントロールラインで、本条項5. 1) ③および④のペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

7. (略)

8. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項5. 1) ③および④のペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライブスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライブスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) 上記1) に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項5. 2) に明記された①～⑥以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。

3) (略)

9. (略)

10. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その決勝レースにて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の決勝レースに適用される。

10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。

11. ～12. (略)

2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示すボード、当該車両の競技番号を記入した黒のボードがコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。

①～④ (略)

⑤本条項1. 違反：ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。いずれかの罰則に加えペナルティポイント。

⑥ (略)

6. コントロールラインで、本条項8. 1) ③および④のペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

7. (略)

8. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項8. 1) ③および④のペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライブスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライブスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) 上記1) に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項8. 2) に明記された①～⑥以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。

3) (略)

9. (略)

10. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その決勝レースにて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の事違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の決勝レースに適用される。

10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。

11. ～12. (略)

第17条～第19条 (略)

第20条 競技車両番号

競技車両番号（ゼッケン）は、F I A国際競技規則第16条に従うことが推奨され、車両検査以前に所定の位置およびリアウイングの翼端板上部の見やすい位置に付けておかなければならない。なお、競技会審査委員会が視認性の観点から当該番号の貼付位置等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。

その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。

第21条 (略)

第22条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

1) ～ 3) (略)

4) すべての競技参加者は、オーガナイザーが指定する場所に下記のものを提示しなければならない。

(1) クラッシュヘルメット

(F I A国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られるものとし、F I A基準8860-2018-ABPに適合したものが推奨される。)

頭部と頸部の保護装置 (FHRシステム)

(F I A国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる。)

ライフサポートシステムの使用はドライバーの自由とする。

(2) ～ (7) (略)

2. (略)

第23条 タイヤ

1. (略)

2. プラクティスセッション開始から最終の決勝レースが終了するまでの間

第17条～第19条 (略)

第20条 競技車両番号

競技車両番号（ゼッケン）は、F I A国際競技規則第15条に従うことが推奨され、車両検査以前に所定の位置およびリアウイングの翼端板上部の見やすい位置に付けておかなければならない。なお、競技会審査委員会が視認性の観点から当該番号の貼付位置等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。

その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。

第21条 (略)

第22条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

1) ～ 3) (略)

4) すべての競技参加者は、オーガナイザーが指定する場所に下記のものを提示しなければならない。

(1) クラッシュヘルメット

(F I A国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)

なお、頭部および頸部の保護装置を使用する場合は、上記と同様にF I A付則L項第3章に定められたものに限られる。

ライフサポートシステムの使用はドライバーの自由とする。

(2) ～ (7) (略)

2. (略)

第23条 タイヤ

1. (略)

2. プラクティスセッション開始から最終の決勝レースが終了するまでの間

に車両1台あたりに使用できる溝なしタイヤ（以下、「ドライタイヤ」という）、および溝付きタイヤ（以下「ウェットタイヤ」という）は、当該大会の開催レース数にかかわらず夫々最大3セット（前輪6本、後輪6本）とする。

また、タイヤ供給メーカーからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けたタイヤを別のタイヤへ交換することが許される。

3. ～5. (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. 排気音量：

1) すべての車両は当該年の全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権車両規定運用要項に規定された排気音量値を満足しなければならず、必要な場合は消音器を取り付けなければならない。

排気口と測定器間の距離および測定方法等、その計測方法については当該年の全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権車両規定運用要項に従うこと。これ以外の測定方法を用いる場合は、その詳細を競技会特別規則に明記すること。

2) 消音器は競技会期間中（車両保管終了まで）に正規の機能を保持していなければならない。

3. (略)

に車両1台あたりに使用できる溝なしタイヤ（以下、「ドライタイヤ」という）は、当該大会の開催レース数にかかわらず最大2セット（前輪4本、後輪4本）とし、溝付きタイヤ（以下「ウェットタイヤ」という）は、最大3セット（前輪6本、後輪6本）とする。

また、タイヤ供給メーカーからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けたタイヤを別のタイヤへ交換することが許される。

~~ただし、ドライタイヤについては、エンタラントからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けたタイヤを別な使用済みタイヤへ交換し、決勝用として使用することが許されるが、その際には当該決勝レースを5グリッド降格とする。~~

3. ～5. (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. 排気音量：

1) すべての車両は当該年のJAF国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL）車両規定に規定された排気音量値を満足しなければならず、必要な場合は消音器を取り付けなければならない。

2) 消音器は競技会期間中（車両保管終了まで）に正規の機能を保持していなければならない。

~~3) 排気音量値、ならびに排気口と測定器間の距離および測定方法等は当該年の全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権車両規定運用要項に従うこと。~~

~~4) これ以外の測定方法を用いる場合は、その詳細を競技会特別規則に明記すること。~~

3. (略)

第25条～第26条 (略)

第27条 プラクティスセッション (公式予選等)

1. 1大会1レース制の場合、プラクティスセッションは、最少30分の「公式練習」と、その後2時間30分以上の間隔をおいて行われる20分～30分の「公式予選」夫々1回ずつで構成される。

1大会2レース制の場合、次の何れかの方法が競技会特別規則に明記される。

1) 10分の公式予選が2回行われる。その2回の公式予選は、10分のインターバルをはさんで連続して行われるものとする。この場合、各々の公式予選で使用できるタイヤは最大1セット (前輪2本、後輪2本) ずつとし、かつ各々の公式予選で異なるタイヤを使用しなければならない。

2) 30分の公式予選が1回行われる。

1大会3レース制の場合、公式予選の方式は当該競技会特別規則に記される。

なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。

2. ～6. (略)

7. 公式予選通過基準タイム達成車両が、競技会特別規則に定められている決勝出走台数に満たなかった場合、全ての競技車両は車両検査による安全性が確認されていることを条件に、決勝レースへの出場権が保障される。ただし、シリーズ初参加のドライバーはこの限りではない。

シリーズ初参加のドライバーのエントラントは予選通過基準タイムを達成しなかった場合、オーガナイザーを経由して、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会に提出することができる。

競技会審査委員会は、エントラントからの嘆願に基づき、当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。

ただし、次の条件を満たしていること：

- すでに公式予選を通過した車両が除外されないこと。
- それらの車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判断

第25条～第26条 (略)

第27条 プラクティスセッション (公式予選等)

1. 1大会1レース制の場合、プラクティスセッションは、最少30分の「公式練習」と、その後2時間30分以上の間隔をおいて行われる20分～30分の「公式予選」夫々1回ずつで構成される。

1大会2レース制の場合、次の何れかの方法が競技会特別規則に明記される。

1) 10分の公式予選が2回行われる。その2回の公式予選は、10分のインターバルをはさんで連続して行われるものとする。

2) 30分の公式予選が1回行われる。

1大会3レース制の場合、公式予選の方式は当該競技会特別規則に記される。

なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。

2. ～6. (略)

7. 公式予選通過基準タイム達成車両が、競技会特別規則に定められている決勝出走台数に満たなかった場合、上記の予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーおよび公式予選に出走できなかったドライバーのエントラントは、オーガナイザーを経由して、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会に提出することができる。

競技会審査委員会は、エントラントからの嘆願に基づき、当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。

ただし、次の条件を満たしていること：

- すでに公式予選を通過した車両が除外されないこと。
- それらの車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判

されること。

－ それらのドライバーがすべての安全事項(サーキットの知識等)について保証されていること(当該嘆願書は、暫定結果発表後30分以内に大会事務局に対し提出すること)。

8. ～9. (略)

第28条～第30条 (略)

第31条 スタート手順

1. ～8. (略)

9. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れ、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両および本条5項のチームクルーによりエンジンを再始動した車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示され、他の車両を追い越すことが禁止される。

10. ～21. (略)

第32条～第33条 (略)

第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト(中断ライト)をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

1) (略)

2) レース中断の間は、

- － レースも計時システムも停止することはない。
- － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入った後は作業を行うことができる。

断されること。

－ それらのドライバーがすべての安全事項(サーキットの知識等)について保証されていること(当該嘆願書は、暫定結果発表後30分以内に大会事務局に対し提出すること)。

8. ～9. (略)

第28条～第30条 (略)

第31条 スタート手順

1. ～8. (略)

9. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れ、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示され、他の車両を追い越すことが禁止される。

10. ～21. (略)

第32条～第33条 (略)

第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト(中断ライト)をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

1) (略)

2) レース中断の間は、

- － レースも計時システムも停止することはない。
- － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入った後は作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。

- － グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。
- 3)～4) (略)
- 5) レースの中断中、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：
- － エンジンの始動および当該行為に関連する準備
 - － 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し
 - － タイヤ交換
- ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

1)～10) (略)

11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果がレース結果として採用される。

12)～13) (略)

第35条～第39条 (略)

(細則. 2)

・全日本選手権各大会における賞の授与（暫定表彰）および年間表彰について

1. 全日本選手権各大会における賞の授与（暫定表彰）は、以下のとおり実施されなければならない。

1) 優勝者への賞典授与は、JAF会長あるいは大会会長（または名誉会長）が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと。

2) 2位および3位の賞典授与は、上記1)で授与者となっている場合を除きオーガナイザー代表が行うものとする。

3) 諸事情により、上記1)および/または2)が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。

- － グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。
- 3)～4) (略)
- 5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：
- － エンジンの始動および当該行為に関連する準備
 - － 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し
 - － ホイール交換
- ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

1)～10) (略)

11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

12)～13) (略)

第35条～第39条 (略)

以上

2. 選手権保持者および上位6位までの入賞者は、当該年のJAFモーター
スポーツ表彰式に出席しなければならない。

以上